

○千葉県地域防災計画新旧対照表【附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画】

修正案	現行																								
<p><b>第2章 防災機関の業務</b></p> <p>県、市町村及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">防 災 危 機 管 理 部</td> <td>                     1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事                      2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事                      3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事                      4 通信その他施設整備に関する事                      5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部</td> <td>                     1 被災者の医療の確保に関する事                      2 被災者の健康の維持に関する事                      3 被災者の生活衛生の確保に関する事                      4 被災者の福祉の確保に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 働 部</td> <td>                     1 物資の確保及び調達に関する事                      2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事                      3 金融機関の業務確保に関する事                      4 職業訓練施設の保全に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県 土 整 備 部</td> <td>                     1 道路及び橋梁の保全に関する事                      2 水防に関する事                      3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事                      4 港湾施設の保全に関する事                      5 土木資材の確保に関する事                      6 県営住宅の保全に関する事                      7 建築物の防災に関する事                      8 宅地の防災に関する事                      9 下水道施設の保全に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 道 局</td> <td>                     1 県営水道施設の保全に関する事                      2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	防 災 危 機 管 理 部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事	健 康 福 祉 部	1 被災者の医療の確保に関する事 2 被災者の健康の維持に関する事 3 被災者の生活衛生の確保に関する事 4 被災者の福祉の確保に関する事	商 工 労 働 部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 職業訓練施設の保全に関する事	県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事	水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事	<p><b>第2章 防災機関の業務</b></p> <p>県、市町村及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">防 災 危 機 管 理 部</td> <td>                     1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事                      2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事                      3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事                      4 通信その他施設整備に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部</td> <td>                     1 社会福祉施設の保全に関する事                      2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事                      3 災害救助に関する事                      4 医療救護に関する事                      5 医薬品等の確保、供給に関する事                      6 防疫及び保健衛生に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 働 部</td> <td>                     1 物資の確保及び調達に関する事                      2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事                      3 金融機関の業務確保に関する事                      4 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事                      5 職業訓練施設の保全に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県 土 整 備 部</td> <td>                     1 道路及び橋梁の保全に関する事                      2 水防に関する事                      3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事                      4 港湾施設の保全に関する事                      5 土木資材の確保に関する事                      6 県営住宅の保全に関する事                      7 建築物の防災に関する事                      8 宅地の防災に関する事                      9 下水道施設の保全に関する事                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 道 局</td> <td>                     1 県営水道施設の保全に関する事                      2 飲料水の供給、確保に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	防 災 危 機 管 理 部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事	健 康 福 祉 部	1 社会福祉施設の保全に関する事 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事 3 災害救助に関する事 4 医療救護に関する事 5 医薬品等の確保、供給に関する事 6 防疫及び保健衛生に関する事	商 工 労 働 部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事 5 職業訓練施設の保全に関する事	県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事	水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 飲料水の供給、確保に関する事
機 関 名	業 務 大 綱																								
防 災 危 機 管 理 部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事																								
健 康 福 祉 部	1 被災者の医療の確保に関する事 2 被災者の健康の維持に関する事 3 被災者の生活衛生の確保に関する事 4 被災者の福祉の確保に関する事																								
商 工 労 働 部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 職業訓練施設の保全に関する事																								
県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事																								
水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事																								
機 関 名	業 務 大 綱																								
防 災 危 機 管 理 部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事																								
健 康 福 祉 部	1 社会福祉施設の保全に関する事 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事 3 災害救助に関する事 4 医療救護に関する事 5 医薬品等の確保、供給に関する事 6 防疫及び保健衛生に関する事																								
商 工 労 働 部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事 5 職業訓練施設の保全に関する事																								
県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事																								
水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 飲料水の供給、確保に関する事																								

修正案	
3 指定地方行政機関	
機 関 名	業 務 大 綱
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事 4 治安の維持、緊急輸送に関する事 5 海難救助、流出油等の防除措置に関する事
5 指定公共機関	
機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話 株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ株 式会社	電話等の通信の確保に関する事
ソフトバンクモバイル 株式会社・ ソフトバンクテレコム 株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
東京ガス株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
6 指定地方公共機関	
機 関 名	業 務 大 綱
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 千葉ガス株式会社 一般社団法人 千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事

現行	
3 指定地方行政機関	
機 関 名	業 務 大 綱
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事 4 治安の維持、緊急輸送に関する事 5 海難救助、流出油等の防除措置に関する事 6 危険物の保安措置に関する事
5 指定公共機関	
機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話 株式会社千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
東京ガス株式会社 千葉導管ネットワーク	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
6 指定地方公共機関	
機 関 名	業 務 大 綱
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 千葉ガス株式会社 社団法人 千葉県エルピーガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事

修正案

公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること

第3章 事前の措置

第2節 事業所に対する指導、要請

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
県 防 災 危 機 管 理 部	(2) 高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導 （不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ (一社)千葉県LPガス協会、(一社)千葉県高圧ガス保安協会及び(一社)千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
	(3) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導 ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。

現行

社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること

第3章 事前の措置

第2節 事業所に対する指導、要請

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
県 商 工 労 働 部	(1) 高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ (社)千葉県エルピーガス協会、(社)千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
	(2) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導 ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。

修正案					
<p>2 生活関連事業所に対する指導、要請</p> <p>(1) 食料、生活物資等を扱う事業所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>指 導 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防 災 危 機 管 理 部</td> <td><u>熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	指 導 事 項	防 災 危 機 管 理 部	<u>熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</u>
機 関 名	指 導 事 項				
防 災 危 機 管 理 部	<u>熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</u>				
<p><b>第3節 広報及び教育</b></p>					
<p>2 教育</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 児童生徒等に対する教育</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 教育の方法、手段等</p> <p>防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、<u>児童生徒が臨場感をもって参加するよう配慮する。</u></p>					
<p><b>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b></p>					
<p><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p>					
<p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <p>(表中)</p> <p><u>東日本電信電話株</u></p> <p><u>東京ガス株</u></p> <p><u>(一社)千葉県トラック協会</u></p> <p><u>(一社)千葉県バス協会</u></p> <p><u>(公社)千葉県医師会</u></p> <p><u>(一社)千葉県歯科医師会</u></p> <p><u>株NTTドコモ千葉支店</u></p> <p><u>ソフトバンクテレコム株</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株</u></p>					

現行							
<p>2 生活関連事業所に対する指導、要請</p> <p>(1) 食料、生活物資等を扱う事業所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>指 導 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 農 林 水 産 部</td> <td>生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>県 商 工 労 働 部</td> <td>食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	指 導 事 項	県 農 林 水 産 部	生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。	県 商 工 労 働 部	食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。
機 関 名	指 導 事 項						
県 農 林 水 産 部	生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。						
県 商 工 労 働 部	食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。						
<p><b>第3節 広報及び教育</b></p>							
<p>2 教育</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 児童生徒等に対する教育</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 教育の方法、手段等</p> <p>防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、<u>児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。</u></p>							
<p><b>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b></p>							
<p><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p>							
<p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <p>(表中)</p> <p><u>東日本電信電話株千葉支店</u></p> <p><u>東京ガス株千葉導管ネットワークセンター</u></p> <p><u>(社)千葉県トラック協会</u></p> <p><u>(社)千葉県バス協会</u></p> <p><u>(社)千葉県医師会</u></p> <p><u>(社)千葉県歯科医師会</u></p> <p><u>株エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>							

修正案	
第2節 活動体制の準備等	
機 関	内 容
東日本電信電話株式会社	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
株式会社 NTTドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の規制措置</p>

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

機 関	内 容
千葉テレビ放送株式会社	<p>広報計画</p> <p><u>東海地震注意情報発表後</u>、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p><u>報道制作担当局長は</u>、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>

第4節 混乱防止の措置

機 関	内 容
東日本電信電話株式会社	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社 NTTドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
KDDI株式会社	<p><u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</u></p>

現行	
第2節 活動体制の準備等	
機 関	内 容
東日本電信電話株式会社 千葉支店	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の規制措置</p>

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

機 関	内 容
千葉テレビ放送株式会社	<p>広報計画</p> <p><u>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは</u>、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p><u>この連絡により編成担当役員は</u>非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>

第4節 混乱防止の措置

機 関	内 容
東日本電信電話株式会社 千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

修正案		
<b>第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b>  <b>第1節 活動体制</b>		
1 県の活動体制 (1) (略) (2) 本部の設置場所 県災害対策本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターほかに設置する。 (3) 本部の組織運営、所掌事務 本部の組織は、災害対策基本法、千葉県災害対策本部条例、千葉県災害対策本部要綱及びこの計画に定めるところによる。 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりである。 [本部の組織]		
事務局次長	危機管理課長 防災政策課長 総務課長 財政課長 市町村課長	
[部及び支部の構成]		
名 称	位 置	区 域
千葉支部	防災政策課内	千葉市・市原市
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
イ 本部の所掌事務		
2 市町村・各防災機関の活動体制		
機 関 名	内 容	
東日本電信電話 株式会社	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	
株式会社NTTドコモ 千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 ㈱NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	

現行		
<b>第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b>  <b>第1節 活動体制</b>		
1 県の活動体制 (1) (略) (2) 本部の設置場所 県災害対策本部は、原則として県本庁舎5階大会議室に設置する。 (3) 本部の組織運営、所掌事務 本部の組織は、災害対策基本法、千葉県災害対策本部条例、千葉県災害対策本部要綱及びこの計画に定めるところによる。 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりである。 [本部の組織]		
事務局次長	(防災危機管理部次長) 危機管理課長 総務課長 財政課長 市町村課長	
[部及び支部の構成]		
名 称	位 置	区 域
千葉支部	防災計画課内	千葉市・市原市
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・山武郡
イ 支部の所掌事務		
2 市町村・各防災機関の活動体制		
機 関 名	内 容	
東日本電信電話 株式会社千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	

修正案	現行				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="142 201 409 525">K D D I 株 式 会 社</td> <td data-bbox="418 201 1409 525"> <p>(1) 対策本部の設置  <u>KDDI (株) は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</u></p> <p>(2) 要員の参集  <u>KDDI (株) は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</u></p> </td> </tr> </table>	K D D I 株 式 会 社	<p>(1) 対策本部の設置  <u>KDDI (株) は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</u></p> <p>(2) 要員の参集  <u>KDDI (株) は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1552 201 1819 485">株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店</td> <td data-bbox="1828 201 2819 485"> <p>(1) 情報連絡室の設置  <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</u></p> <p>(2) 要員の確保            ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。            イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p> </td> </tr> </table>	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	<p>(1) 情報連絡室の設置  <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</u></p> <p>(2) 要員の確保            ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。            イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
K D D I 株 式 会 社	<p>(1) 対策本部の設置  <u>KDDI (株) は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</u></p> <p>(2) 要員の参集  <u>KDDI (株) は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</u></p>				
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	<p>(1) 情報連絡室の設置  <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</u></p> <p>(2) 要員の確保            ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。            イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>				
<p style="text-align: center;"><b>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</b></p> <p>1 警戒宣言の伝達        (1) 伝達系統及び伝達手段        警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段        (表中)  <u>東日本電信電話株</u>  <u>東京ガス株</u>  <u>(一社) 千葉県トラック協会</u>  <u>(一社) 千葉県バス協会</u>  <u>(公社) 千葉県医師会</u>  <u>(一社) 千葉県歯科医師会</u>  <u>株NTTドコモ千葉支店</u>        (追加)  <u>ソフトバンクテレコム株</u>  <u>ソフトバンクモバイル株</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 警備対策</b></p> <p>県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、<u>災害警備本部</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 水防・消防等対策</b></p> <p>1 (略)        2 市町村        (1)、(2) (略)        (3) <u>津波浸水想定地域</u>、<u>土砂災害危険箇所</u>等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 公共輸送対策</b></p> <p>1、2 (略)        3 バス、タクシー等対策  <u>(一社) 千葉県バス協会</u>、<u>(一社) 千葉県タクシー協会</u>は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</b></p> <p>1 警戒宣言の伝達        (1) 伝達系統及び伝達手段        警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段        (表中)  <u>東日本電信電話株千葉支店</u>  <u>東京ガス株千葉導管ネットワークセンター</u>  <u>(社) 千葉県トラック協会</u>  <u>(社) 千葉県バス協会</u>  <u>(社) 千葉県医師会</u>  <u>(社) 千葉県歯科医師会</u>  <u>株エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 警備対策</b></p> <p>県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 水防・消防等対策</b></p> <p>1 (略)        2 市町村        (1)、(2) (略)        (3) <u>津波危険予想地域</u>、<u>がけ地崩壊危険地域</u>等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 公共輸送対策</b></p> <p>1、2 (略)        3 バス、タクシー等対策  <u>(社) 千葉県バス協会</u>、<u>(社) 千葉県タクシー協会</u>は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。</p>				

修正案																																					
<b>第6節 交通対策</b>																																					
1 道路交通対策																																					
(1) 県警察のとり交通対策																																					
別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="3">例</th> </tr> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>指定検問場所</th> <th>番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">高速道路 自動車専用道路</td> <td rowspan="7">首都圏中央連絡 自動車道</td> <td>木更津東インター</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市原舞鶴インター</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茂原長南インター</td> <td>61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茂原北インター</td> <td>62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東金インター</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山武成東インター</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松尾横芝インター</td> <td>51</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					凡		例			道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考	高速道路 自動車専用道路	首都圏中央連絡 自動車道	木更津東インター	43		市原舞鶴インター	60		茂原長南インター	61		茂原北インター	62		東金インター	49		山武成東インター	50		松尾横芝インター	51	
凡		例																																			
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考																																	
高速道路 自動車専用道路	首都圏中央連絡 自動車道	木更津東インター	43																																		
		市原舞鶴インター	60																																		
		茂原長南インター	61																																		
		茂原北インター	62																																		
		東金インター	49																																		
		山武成東インター	50																																		
		松尾横芝インター	51																																		
(2) 道路管理者のとり措置																																					
(千葉県道路公社)																																					
ア 警戒宣言が発せられた場合、道路利用者に対して必要な緊急広報の実施に努める。																																					
イ 警戒宣言が発せられた場合、緊急点検を行い、次の対策を実施する。																																					
(ア) 県公安委員会が実施する交通規制に協力する。																																					
(イ) 関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。																																					
(ウ) 道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じる。																																					
(エ) 工事中の箇所においては、原則として工事を中断し、安全対策を講じた上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。																																					
2 飛行場対策																																					
(1) 東京航空局成田空港事務所の対策																																					
東京航空局成田空港事務所は、大規模地震発生の警戒宣言が発せられたときは、 <u>対策本部（本部長＝空港長）</u> を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる（東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋）。																																					
ア 警戒宣言時の伝達は次のルートで行う。																																					
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px;">成田空港事務所対策本部</td> </tr> </table>					成田空港事務所対策本部																																
成田空港事務所対策本部																																					
(2) 成田国際空港株式会社の対策																																					
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px;">成田空港事務所対策本部</td> </tr> </table>					成田空港事務所対策本部																																
成田空港事務所対策本部																																					
3 海上交通対策																																					
(1) (略)																																					
(2) 漁船対策																																					
県農林水産部は、次の対策を講じる。																																					
ア 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。																																					
(ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導																																					

現行																			
<b>第6節 交通対策</b>																			
1 道路交通対策																			
(1) 県警察のとり交通対策																			
別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="3">例</th> </tr> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>指定検問場所</th> <th>番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路 自動車専用道路</td> <td>首都圏中央連絡 自動車道</td> <td>木更津東インター</td> <td>43</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					凡		例			道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考	高速道路 自動車専用道路	首都圏中央連絡 自動車道	木更津東インター	43	
凡		例																	
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考															
高速道路 自動車専用道路	首都圏中央連絡 自動車道	木更津東インター	43																
(2) 道路管理者のとり措置																			
(新設)																			
2 飛行場対策																			
(1) 東京航空局成田空港事務所の対策																			
東京航空局成田空港事務所は、大規模地震発生の警戒宣言が発せられたときは、 <u>地震災害警戒連絡調整室（室長＝空港長）</u> を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる（東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋）。																			
ア 警戒宣言時の伝達は次のルートで行う。																			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px;">成田空港事務所 地震災害警戒連絡調整室</td> </tr> </table>					成田空港事務所 地震災害警戒連絡調整室														
成田空港事務所 地震災害警戒連絡調整室																			
(2) 成田国際空港株式会社の対策																			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px;">成田空港事務所 (地震災害警戒連絡調整室)</td> </tr> </table>					成田空港事務所 (地震災害警戒連絡調整室)														
成田空港事務所 (地震災害警戒連絡調整室)																			
3 海上交通対策																			
(1) (略)																			
(2) 漁船対策																			
県農林水産部は、次の対策を講じる。																			
ア 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。																			
(ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導																			
<u>(イ) 海上保安部の要請による漁船運航の規則</u>																			



修正案	現行				
<p>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p>	<p>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p>				
<p>2 下水道対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物等に対する措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 苛性ソーダ等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。</p>	<p>2 下水道対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物等に対する措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 苛性ソーダの等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。</p>				
<p>3 電気対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 施設の予防措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 広報</p> <p>感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。</p>	<p>3 電気対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 施設の予防措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 広報</p> <p>感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">広報内容</td> <td> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>(4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</p> <p>(5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(7) その他事故防止のための留意すべき事項</p> </td> </tr> </table>	広報内容	<p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>(4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</p> <p>(5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(7) その他事故防止のための留意すべき事項</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">広報内容</td> <td> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 断線、電柱の倒壊折損等が発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(5) その他必要な事項</p> </td> </tr> </table>	広報内容	<p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 断線、電柱の倒壊折損等が発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(5) その他必要な事項</p>
広報内容	<p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>(4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</p> <p>(5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(7) その他事故防止のための留意すべき事項</p>				
広報内容	<p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 断線、電柱の倒壊折損等が発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること</p> <p>(3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること</p> <p>(4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</p> <p>(5) その他必要な事項</p>				
<p>4 ガス対策</p> <p>東京ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>ア 人員の確保</p> <p>非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 広報</p>	<p>4 ガス対策</p> <p>東京ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>ア 人員の確保</p> <p>非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、社員等の動員を指令する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 広報</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">広報内容</td> <td> <p>一般需要家に対して</p> <p>(1) 緊急時におけるガス栓の閉止</p> <p>(2) 警戒宣言時のガス供給の継続</p> <p>(3) 強震時におけるガスの供給停止</p> <p>(4) ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等</p> <p>① 不使用ガス栓の閉止の確認</p> <p>② 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止</p> <p>③ 供給停止後のガス使用の禁止</p> <p>④ 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制依頼</p> </td> </tr> </table>	広報内容	<p>一般需要家に対して</p> <p>(1) 緊急時におけるガス栓の閉止</p> <p>(2) 警戒宣言時のガス供給の継続</p> <p>(3) 強震時におけるガスの供給停止</p> <p>(4) ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等</p> <p>① 不使用ガス栓の閉止の確認</p> <p>② 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止</p> <p>③ 供給停止後のガス使用の禁止</p> <p>④ 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制依頼</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">広報内容</td> <td> <p>全需要家に対して</p> <p>(1) 引き続きガスを供給していること。</p> <p>(2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法</p> <p>(3) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法</p> <p>(4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制に関する依頼</p> <p>(2) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請</p> </td> </tr> </table>	広報内容	<p>全需要家に対して</p> <p>(1) 引き続きガスを供給していること。</p> <p>(2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法</p> <p>(3) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法</p> <p>(4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制に関する依頼</p> <p>(2) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請</p>
広報内容	<p>一般需要家に対して</p> <p>(1) 緊急時におけるガス栓の閉止</p> <p>(2) 警戒宣言時のガス供給の継続</p> <p>(3) 強震時におけるガスの供給停止</p> <p>(4) ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等</p> <p>① 不使用ガス栓の閉止の確認</p> <p>② 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止</p> <p>③ 供給停止後のガス使用の禁止</p> <p>④ 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制依頼</p>				
広報内容	<p>全需要家に対して</p> <p>(1) 引き続きガスを供給していること。</p> <p>(2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法</p> <p>(3) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法</p> <p>(4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意</p> <p>特定需要家に対して</p> <p>(1) ガス機器の使用抑制に関する依頼</p> <p>(2) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請</p>				

修正案	現行								
<table border="1" data-bbox="210 203 1338 294"> <tr> <td data-bbox="210 203 347 294">広報手段</td> <td data-bbox="347 203 1338 294">テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。</td> </tr> </table> <p>大多喜ガス株式会社、千葉ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、総武ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>ア 人員の確保</p> <p>(ア) 勤務時間内</p> <p>社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。</p> <p>5 通信対策</p> <p>東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報連絡室の設置</p> <p>警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="130 1123 902 1270"> <tr> <td data-bbox="130 1123 902 1207">設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1207 902 1270">電話番号：043-211-8652（代）</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 手動通話、番号案内</p> <p>(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。(平成27年7月末まで)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 窓口業務</p> <p>株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</p> <p>KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。</p> <p>(2) 要員の参集</p> <p>第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基</p>	広報手段	テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。	設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）	電話番号：043-211-8652（代）	<table border="1" data-bbox="1611 203 2763 415"> <tr> <td data-bbox="1611 203 1751 415">広報手段</td> <td data-bbox="1751 203 2763 415"> (1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。  (2) 特定需要家に対しては、個別に連絡を行う。  (3) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。 </td> </tr> </table> <p>大多喜ガス株式会社、千葉ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、総武ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>ア 人員の確保</p> <p>(ア) 勤務時間内</p> <p>社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ポケットベル、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。</p> <p>5 通信対策</p> <p>東日本電信電話(株)千葉支店は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報連絡室の設置</p> <p>警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>なお、千葉支店情報連絡室は、次の場所に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1150 2267 1297"> <tr> <td data-bbox="1546 1150 2267 1234">設置場所：千葉支店災害対策室（NMビル8F）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1234 2267 1297">電話番号：043-211-8652（代）</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 手動通話、番号案内</p> <p>(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 営業窓口</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</p>	広報手段	(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。 (2) 特定需要家に対しては、個別に連絡を行う。 (3) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。	設置場所：千葉支店災害対策室（NMビル8F）	電話番号：043-211-8652（代）
広報手段	テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。								
設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）									
電話番号：043-211-8652（代）									
広報手段	(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。 (2) 特定需要家に対しては、個別に連絡を行う。 (3) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。								
設置場所：千葉支店災害対策室（NMビル8F）									
電話番号：043-211-8652（代）									

修正案	現行
<p><u>づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。</u></p> <p>(3) <u>資機材の点検、確認等</u>  <u>設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。</u>  <u>また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。</u>  <u>なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。</u></p> <p>(4) <u>応急対策</u>  <u>警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><b>第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策</b></p> <p>1 学校対策  (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により<u>児童生徒</u>の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等対策  県健康福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設等で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策</b></p> <p>1 学校対策  (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により<u>児童・生徒</u>の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等対策  県健康福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9節 避難対策</b></p> <p>警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により<u>土砂災害の危険性が特に高い</u>地区にあっては、市町村長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>1 警戒宣言時の措置  (1) ～ (5) (略)  (6) <u>要配慮者</u>に対する支援  <u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者</u>に対して必要な<u>支援</u>を行う。</p> <p>2 事前の措置  (1) 避難対象地区の選定  関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、<u>土砂災害発生の危険性が特に高い</u>地区を把握しておく。</p> <p>(2) ～ (4) (略)  (5) <u>要配慮者</u>に対する介護体制の確立  <u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立</u>しておく。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 避難対策</b></p> <p>警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により<u>がけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い</u>地区にあっては、市町村長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>1 警戒宣言時の措置  (1) ～ (5) (略)  (6) <u>要援護者</u>に対する援護措置  <u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者</u>に対して必要な援護を行う。</p> <p>2 事前の措置  (1) 避難対象地区の選定  関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、<u>がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い</u>地区を把握しておく。</p> <p>(2) ～ (4) (略)  (5) <u>要援護者</u>に対する介護体制の確立  <u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立</u>しておく。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b></p> <p>1 救護救援対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b></p> <p>1 救護救援対策  (1) 医療関係機関の対応</p>

修正案

(1) 医療関係機関の対応  
医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

病院局	(救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター) ア 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 イ 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 ウ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 エ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 オ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
日本赤十字社 千葉県支部	警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。 ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 イ 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。 ウ 血液業務 (ア) 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 (イ) 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。 エ 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。 日赤における保有等の状況は右表のとおりである。

物資の種類	数 量
毛布	20,000 枚
敷布	4,500 枚
日用品セット	3,000 組
ガーゼケット	5,000 枚
バスタオル	3,000 枚

2 防疫対策  
 (1) 県の行う業務  
     ア～ウ (略)  
     エ 健康福祉センター（保健所）は、管轄町村が被災地で供給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。  
 3 保健活動対策  
 (1) 県の行う業務  
     ア (略)  
     イ 健康福祉センター（保健所）の行う業務  
         (ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者等リスト等について把握し、災害時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分 注意すること。

現行

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

病院局	(救急医療センター、循環器病センター、 <u>東金病院</u> 、佐原病院、こども病院、がんセンター) ア 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 イ 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 ウ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 エ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 オ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
日本赤十字社 千葉県支部	警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。 ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 イ 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。 ウ 血液業務 (ア) 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 (イ) 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。 エ 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。 日赤における保有等の状況は右表のとおりである。

物資の種類	数 量
毛布	20,000 枚
敷布	5,000 枚
日用品セット	5,000 組
ガーゼケット	5,000 枚
バスタオル	5,000 枚

2 防疫対策  
 (1) 県の行う業務  
     ア～ウ (略)  
     エ 健康福祉センター（保健所）は、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市町村に対し、飲料水の安全確保について指導する。  
 3 保健活動対策  
 (1) 県の行う業務  
     ア (略)  
     イ 健康福祉センター（保健所）の行う業務  
         (ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者等リスト等について把握し、災害時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分 注意すること。

修正案	現行
<p>(2) 市町村の行う業務</p> <p>ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・<u>要配慮者</u>のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、<u>要配慮者</u>の健康状態の把握等情報収集を行う。<u>要配慮者</u>の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。</p> <p>イ 避難者の健康管理及び<u>要配慮者</u>への処遇調整を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 その他の対策</b></p> <p>1 食料、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>農林水産部は、次の措置を講じる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>農林水産省生産局</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>2 緊急輸送の実施準備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 関係団体による協力</p> <p>(一社) 千葉県トラック協会は、県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。</p>	<p>(2) 市町村の行う業務</p> <p>ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・<u>災害時要援護者</u>のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、<u>災害時要援護者</u>の健康状態の把握等情報収集を行う。<u>災害時要援護者</u>の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。</p> <p>イ 避難者の健康管理及び<u>災害時要援護者</u>への処遇調整を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 その他の対策</b></p> <p>1 食料、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>農林水産部は、次の措置を講じる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>関東農政局千葉地域センター長</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>2 緊急輸送の実施準備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 関係団体による協力</p> <p>(社) 千葉県トラック協会は、県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。</p>